

『休眠会社・休眠一般法人を整理 平成26年度中に一法務省』

法務省は全国の法務局を通じて平成26年度中に、休眠会社・休眠一般法人の整理作業を行うと発表した。休眠会社または休眠一般法人を法務大臣名で公告するとともに、登記所から通知し、公告から2カ月以内に事業を廃止していない旨の届け出または役員変更等の登記をしない場合には解散したものとみなし、みなし解散登記を行う。

対象となるのは、休眠会社が、最後の登記から12年を経過している株式会社（会社法第472条の休眠会社）。休眠一般法人が、最後の登記から5年を経過している一般社団法人または一般財団法人（一般社団法人および一般財団法人に関する法律第149条または第203条の休眠一般社団法人または休眠一般財団法人。公益社団・財団法人を含む）。平成26年11月17日の時点で該当する会社等は、平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届け出または登記（役員変更等の登記）の申請をしない限り、解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記を行う。平成26年11月17日付で官報公告を行い、対象となる休眠会社・休眠一般法人に対して管轄の登記所から、法務大臣による公告が行われた旨の通知を発送する。届け出がなく、登記申請がなかった場合には、平成27年1月20日付で解散したものとみなされる。

『中小企業庁、2次公募を開始 新分野開拓と自立化基盤事業』

中小企業庁は7月18日から「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」と「下請中小企業自立化基盤構築事業」の2次公募を開始した。締め切りはどちらも9月8日。

新分野需要開拓支援事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小されたり、閉鎖・縮小が予定されている影響で売り上げが減少する下請け小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する事業の費用を一部補助する。これにより取引先の多様化を図り、下請け小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与するのが目的。取引先の多様化に向けた取り組みに係る試作・開発、展示会出展等の費用を補助する。対象は下請け事業者、またはその共同体（任意グループ、事業協同組合）。一方、自立化基盤構築事業本事業は、2以上の特定下請け事業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請け取引等を開始または拡大し、当該特定下請け事業者のそれぞれの事業活動で特定下請け取引の依存の状態の改善を図る取り組みを支援する。

応募対象は、下請中小企業振興法第8条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けた連携参加者が認定計画に従って行う事業に限られる。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。

＜夏季休業のご案内＞

平成26年8月13日(水)から17日(日)まで休業させていただきます。また、次の発信は8月18日(月)になります。期間中、ご不便をおかけ致しますが、よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com